

上尾市役所支所及び出張所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 日

上尾市長 畠 山 稔

#### 上尾市規則第 6 7 号

上尾市役所支所及び出張所処務規則の一部を改正する規則

上尾市役所支所及び出張所処務規則（平成 2 年上尾市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 2 5 号を第 2 6 号とし、第 2 4 号の次に次の 1 号を加える。

(25) 市が運営する市内循環バスの乗車回数券の売払代金の収納

第 3 条中「午前 8 時 3 0 分」を「午前 9 時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市役所支所及び出張所処務規則第 3 条の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の支所及び出張所の開設時間について適用し、同日前の支所及び出張所の開設時間については、なお従前の例による。